

平成30年6月19日

〒466-0835 名古屋市昭和区南山町20-17

株式会社錦ヤ 御中

特定非営利活動法人消費者被害防止ネットワーク東海

理事長 杉浦市郎

(連絡先) 〒464-0075 名古屋市千種区内山3丁目28番2号 KS千種ビル6階F

事務局長 野澤厚美

(TEL : 052-734-8107、FAX : 052-734-8108)

申入書

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

当団体は、消費生活に関する情報の収集及び提供、消費者の被害の防止及び救済などを目的とし、消費者団体や消費者問題に取り組む弁護士・消費生活相談員等の専門家、研究者、一般消費者等によって構成され、平成22年4月14日に消費者団体訴訟制度の適格消費者団体として消費者契約法13条の内閣総理大臣の認定を受けている特定非営利活動法人（NPO法人）です。

今般、貴社が使用している解約に関する約定（以下、「本約定」といいます。）につき、消費者保護の観点から検討をさせていただきました結果、消費者契約法に鑑み、消費者の利益を害し不当ないし不適切と思われる記載がありました。

つきましては、別紙のとおり、申入れをさせていただきますので、ご検討の上、貴社の見解や対応につき、平成30年7月19日までに上記連絡先宛書面にてご回答くださいますようお願い申し上げます。

また、本申入書の内容、申入れに対する貴社のご回答の有無、内容及び本申入れ以降の経緯・内容等については、消費者被害発生防止の観点から、当団体のホームページその他適宜の方法により公表させて頂くことがありますことを申し添えます。

敬具

申入れ事項

(貴社が使用されているレンタル着物予約申込書記載の約定について)

【ご衣装のご解約】

ご契約日より3日以内はご衣装料金の20%、ご契約日より4日以後はご衣装料金の30%、ご使用日より3日前はご衣装料金の70%を申し受けます。この場合、既に収受している内入金から所定の解約金を差し引き払い戻しいたします。内入金にて解約金がまかなえない時は、その差額を申し受けます。

特注商品の場合はご衣装料の倍額を申し受けます。

1 申入れの趣旨

本約定を削除するか、消費者契約法9条1号に沿う形に改定してください。

2 申入れの理由

消費者契約法9条1号は、「契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項」について、「これらを合算した額が、当該条項において設定された解除の事由、時期等の区分に応じ、当該消費者契約と同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者が生ずべき平均的な損害の額を超える」場合、当該超過部分を無効としています。

そして、本約定は、まさに「契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項」です。

本約定のうち、衣装レンタル契約が解約された場合の解約金を定める部分をみると、契約日より3日以内の解約の場合は衣装料金の20%、契約日より4日以後かつ使用日より4日以前の解約の場合は衣装料金の30%を解約金とする旨定められています。しかし、衣装レンタル契約が締結される時期は使用日の直前（たとえば、使用日の1週間前の契約締結）から使用日の相当前（たとえば、使用日の数ヶ月前の契約締結）の段階まで、様々な時期が想定されます。そのため、契約時期及び使用日を問わずに本約定が定めるような20%ないし30%の損害が一律に発生する

とは考えられません。

また、特に契約締結時期が使用日の相当前の場合、解約による損害は特段想定されません。

以上から、本約定のうち、「ご契約日より3日以内はご衣装料金の20%、ご契約日より4日以後はご衣装料金の30%」の解約金を定める部分は、顧客の衣装レンタル解約によって貴社に生じる平均的損害を超えるものといえます。

よって、当団体は、貴社に対し、当約定を削除するか、解約の時期に応じた平均的損害を超えないような形に改定するよう、申し入れをします。

以 上